

平成30年度公立大学法人尾道市立大学
第3回定期理事会・経営審議会 議事要旨

1 日時 平成31年3月19日（火）午後3時00分～午後4時20分

2 場所 尾道市立大学E棟1階 120会議室

3 議事

- (1) 平成30年度第2次補正予算（案）について
- (2) 平成31年度予算（案）について
- (3) 公立大学法人尾道市立大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程及び公立大学法人尾道市立大学非常勤教職員就業規則の改正について
- (4) 公立大学法人尾道市立大学役員退職手当規程の改正について
- (5) 公立大学法人尾道市立大学固定資産管理規程の改正について
- (6) 公立大学法人尾道市立大学学則等の改正について
- (7) 尾道市立大学入試情報公開・開示取扱規程の改正について
- (8) 尾道市立大学授業科目履修規程等の改正について
- (9) 平成31年度年度計画（案）について
- (10) その他

4 審議結果等

- (1) 平成30年度第2次補正予算（案）について

【説明内容】

平成30年度第2次補正予算（案）について、説明。

【主な質疑と応答、意見】

○留学生の住居について、広島市内では保証人を必要としない業者が増加している。また、スタッフに中国人やベトナム人を雇用して外国人の増加に対応しているところもあるが、本学ではどのような状況であるか。

●留学生からは寮について問い合わせがある。本学としては、当初計画があったが、現状は民間の借家を利用している。状況を見ながら対応していく。

【審議結果】

第1号議案は、原案通り承認された。

- (2) 平成31年度予算（案）について

【説明内容】

平成31年度予算（案）について、説明。

【主な質疑と応答、意見】

- エアコンの補修について、以前の補修の財源について説明してほしい。
- 以前は運営費交付金を財源としていたが、次年度は目的積立金を取り崩して、10系統のうち7系統の補修を行う計画である。

【審議結果】

第2号議案は、原案通り承認された。

- (3) 公立大学法人尾道市立大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程及び公立大学法人尾道市立大学非常勤教職員就業規則の改正について

【説明内容】

公立大学法人尾道市立大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程及び公立大学法人尾道市立大学非常勤教職員就業規則の改正について、説明

【主な質疑と応答、意見】

特になし

【審議結果】

第3号議案は、原案通り承認された。

- (4) 公立大学法人尾道市立大学役員退職手当規程の改正について

【説明内容】

公立大学法人尾道市立大学役員退職手当規程の改正について、説明

【主な質疑と応答、意見】

特になし

【審議結果】

第4号議案は、原案通り承認された。

- (5) 公立大学法人尾道市立大学固定資産管理規程の改正について

【説明内容】

公立大学法人尾道市立大学固定資産管理規程の改正について、説明

【主な質疑と応答、意見】

特になし

【審議結果】

第5号議案は、原案通り承認された。

(6) 公立大学法人尾道市立大学学則等の改正について

【説明内容】

公立大学法人尾道市立大学学則等の改正について、説明

【主な質疑と応答、意見】

特になし

【審議結果】

第6号議案は、原案通り承認された。

(7) 尾道市立大学入試情報公開・開示取扱規程の改正について

【説明内容】

尾道市立大学入試情報公開・開示取扱規程の改正について、説明

【主な質疑と応答、意見】

特になし

【審議結果】

第7号議案は、原案通り承認された。

(8) 尾道市立大学授業科目履修規程等の改正について

【説明内容】

尾道市立大学授業科目履修規程等の改正について、説明

【主な質疑と応答、意見】

特になし

【審議結果】

第8号議案は、原案通り承認された。

(9) 平成31年度年度計画（案）について

【説明内容】

平成31年度年度計画（案）について、説明

【主な質疑と応答、意見】

○国の大学無償化について、2020年度からの実施に向けて政策が進んでおり、国立大学及び私立大学では住民税非課税世帯を対象に、①授業料等の減免制度の創設、②給付型奨学金支給の拡充（日本学生支援機構）といった支援を文部科学省が執行することになっている。本学は公立大学だが、公立大学では総務省により、設置団体を通じて減免措置を行うのではないか。

●公立大学の機関要件については、まだ詳細が固まっておらず、今年6月頃に明確になる予定だと聞いている。本学では、授業料収入の4%ほどで減免を行ってきたが、今後も支援の充実を図っていく。

○平成31年度年度計画（案）Pg.11「第8 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置 (2) 情報公開及び広報活動の推進」の2項目について、計画内容の違いが明確でないので、それぞれをより分かりやすく修正してはどうか。

●2項目について修正する。修正については、事務局一任とし、修正内容を報告することとする。

【原案】

- ・各 SNS の特性を活かし、それぞれの利用者層に応じて、発信する学内情報の差別化を図り、SNS を活用したより効果的な広報活動を展開する。
- ・各 SNS の特性を活かし、それぞれの利用者層に応じて、発信するゼミ活動、サークル活動、卒業生の活躍などの、情報の差別化を図り、SNS を活用したより効果的な広報活動を展開する。

【修正】

- ・大学のブランド力の向上を図るため、それぞれの利用者層に応じて、学内情報の差別化を図り、各 SNS の特性を活かして、より効果的な広報活動を展開する。
- ・学生が主体となるゼミ活動、サークル活動、卒業生の活躍などの情報を、各 SNS の特性を活かして、より効果的に広報活動を展開する。

(10) その他

【報告事項】

- ・教職員の人事について、報告。
- ・入試状況について、報告。
- ・就職状況について、報告。

議事終了